

農業競争力強化支援法に基づく事業再編計画の認定について (エム・シーシー食品株式会社)

農林水産省は、エム・シーシー食品株式会社（法人番号：5140001015796）から提出された「事業再編計画」について12月1日（火曜日）付けで認定を行いました。

1. 事業再編計画の認定

エム・シーシー食品株式会社から提出された「事業再編計画」について、農業競争力強化支援法（平成29年法律第35号）第18条第6項に基づき審査した結果、同法第2条第5項に規定する事業再編を行うものとして、同法で定める要件を満たすと認められるため、12月1日付けで「事業再編計画」の認定を行いました。今回の認定により、株式会社日本政策金融公庫による低利融資を受けることが可能となります。

（参考）農業競争力強化支援法の概要

農業資材事業や農産物流通等事業の事業再編等を促進するための措置を講ずること等により、農業者による農業の競争力の強化の取組を支援し、農業や農業生産関連事業の健全な発展に寄与することを目的としています。

2. 事業再編計画の概要

レトルト食品等を製造しているエム・シーシー食品株式会社は、2工場に分かれているレトルト食品製造ラインを新しく建設する工場に集約するとともに、一部製造設備の廃棄を行い、製造体制の効率化及び製造能力の拡充を図ります。今回の事業再編により、国産野菜を使用した新商品の製造、既存商品の増産を行う。この取組により国産農産物の調達量及び、農業者の直接取引量を拡大し、生産者の経営安定につなげることを目指します。

3. 事業再編計画の実施期間

開始時期：令和2年12月

終了時期：令和7年8月

4. 申請者の概要

名称：エム・シーシー食品株式会社

住所：兵庫県神戸市長田区苅藻通5丁目4番18号

代表者：代表取締役 水垣 宏隆

資本金：9,000万円

添付資料

[エム・シーシー食品株式会社の事業再編計画の概要](#)
[事業再編計画の内容の公表](#)

【お問合せ先】

食料産業局食品製造課

担当者：川島、片岡

代表：03-3502-8111（内線4113）

ダイヤルイン：03-6744-2249

FAX：03-3502-5336

エム・シーシー食品株式会社の事業再編計画の概要

レトルト食品等を製造しているエム・シーシー食品株式会社は、2工場に分かれているレトルト食品製造ラインを新しく建設する工場に集約するとともに、一部製造設備の廃棄を行い、製造体制の効率化及び製造能力の拡充を図る。

今回の事業再編により、国産野菜を使用した新商品の製造、既存商品の増産を行う。この取組により**国産農産物調達金額及び、農業者との直接取引量を拡大し**、生産者の経営安定につなげることを目指す。

<事業再編計画概要>

【実施時期】 令和2年12月～令和7年8月

エム・シーシー食品(株)

- ・レトルト製造設備の一部廃棄
- ・新工場建設
- ・国産野菜を使用した新商品開発
- ・国産野菜を使用した既存商品増産

融資

日本政策金融公庫

【目標】

(農産物流通等の合理化)

国産農産物調達金額 R2年度：707百万円→R7年度：847百万円

(生産性の向上)

従業員1人あたりの付加価値額 R2年度：6.6百万円→R7年度：8.4百万円

※R2年度はR元9月1日からR2年8月末まで、R7年度はR6年9月1日からR7年8月末までを指す。

様式第四（第6条関係）

認定事業再編計画の内容の公表

1. 認定をした年月日
令和2年12月1日

2. 認定事業再編事業者名
エム・シーシー食品株式会社

3. 認定事業再編計画の目標

(1) 事業再編に係る事業の目標

エム・シーシー食品(株)はレトルト食品、缶詰、冷凍食品の製造・販売を実施しており、神戸工場と甲南工場でレトルト商品を製造しているが、両工場の製造ライン間の人員の異動が困難で最適な生産ができない状況になっています。本計画によって両工場のレトルトラインを新しく建設する一つの工場に集約し、最適な生産体制を整備し、新商品開発体制の強化を行います。

(2) 農産物流通等の合理化に関する数値目標並びに生産性及び財務内容の健全性の向上を示す数値目標

① 農産物流通等の合理化に関する数値目標

国産野菜を使用した新商品の製造及び国産野菜を使用した既存商品の増産を行います。また、兵庫県産の野菜を使用した付加価値の高い新商品を開発し、契約農家より直接買い取りで調達いたします。これにより、国産農産物調達金額を令和2年度（令和元年9月1日～令和2年8月末）の707百万円から、令和7年度（令和6年9月1日～令和7年8月末）に847百万円と19.8%増加させ、生産者の経営安定・発展に寄与することを目指します。

② 生産性の向上を示す数値目標

生産性向上については、従業員1人当たりの付加価値を令和2年度6.6百万円から令和7年度には8.4百万円まで引き上げることを目標とします。

③ 財務内容の健全性の向上を示す数値目標

財務内容の健全性については、令和7年度において、有利子負債はキャッシュフローの10倍以内、経常収支比率は5%を上回ることを目標とします。

4. 認定事業再編計画に係る事業再編の内容

(1) 事業再編に係る事業の内容

① 計画の対象となる事業

飲食料品の製造事業（レトルト食品製造業）

② 実施する事業の構造の変更と方式の変更の内容

(事業の構造の変更)

エム・シーシー食品株式会社神戸工場、甲南工場の設備の一部廃棄

(事業方式の変更)

エム・シーシー食品(株)の神戸工場及び甲南工場のレトルト食品製造ラインを新工場に集約し、効率的な生産体制を整備します。これに伴い、既存の生産設備を一定程度廃棄します。併せて付加価値が高い商品の開発を行います。

当該事業再編計画による生産性の向上は、当該事業分野における市場構造に照らしても十分に持続可能なものと見込まれます。

また、一般消費者及び他の事業者の利益を不当に害する恐れがあるものではありません。

(2) 事業再編を行う場所の住所

エム・シーシー食品株式会社 新工場 兵庫県神戸市中央区港島南4丁目2番8号、2番9号、2番15号

- (3) 関係事業者又は外国関係法人に関する事項
該当なし。
- (4) 事業再編を実施するための措置の内容
別表のとおり。
- 5. 事業再編の開始時期及び終了時期
開始時期：令和2年12月
終了時期：令和7年8月
- 6. 事業再編に伴う労務に関する事項
該当なし。
- 7. 事業再編に係る競争に関する事項
該当なし。

別表 事業再編の措置の内容

措置事項	実施する措置の内容 及びその実施する時期	期待する支援措置
規則第1条第1項の要件		
十一	<p>保有する施設の相当程度の撤去又は設備の相当程度の廃棄</p> <p>別表3のとおり設備を廃棄する 帳簿価格：24.4百万円 廃棄期日：R7.8 廃棄比率：5.7%</p>	
法第2条第5項第2号の要件		
	<p>農業資材又は農産物に係る新たな生産若しくは販売の方式の導入又は設備等その他の経営資源の高度な利用による農業資材又は農産物の生産又は販売の効率化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エム・シーシー食品(株)神戸工場及び甲南工場のレトルト食品製造ラインを新工場に集約し、製造体制の効率化および開発力の強化を図る。 ・国産野菜を使用した新商品を開発し、エム・シーシー食品ブランドで販売する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・法第25条第1項（株式会社日本政策金融公庫による長期・低利の資金の貸付）